

**「沖縄県子ども計画（仮称）」策定に係る支援業務委託
企画提案公募要領**

本公募は、令和6年度予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、成立後に効力が生じる事業です。

県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、予めご了承ください。

『「沖縄県子ども計画（仮称）」策定に係る支援業務委託』の実施に当たり、委託事業者を公募し、プロポーザル方式により企画提案内容を審査し、委託する事業者を決定します。

1 委託業務名

「沖縄県子ども計画（仮称）」策定に係る支援業務委託

2 委託業務の概要

別添『「沖縄県子ども計画（仮称）」策定に係る支援業務委託仕様書（企画提案用）」（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 予算額

5,149千円（消費税及び地方消費税（10%）含む。）

※ 当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません。

5 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

- (2) 県から入札参加資格指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこ

と。

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 過去5年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこども・若者に関する調査等委託業務の契約実績を有する者であること。
- (6) 委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (7) 今回の委託に際して、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(4)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(5)から(7)までの要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (9) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。

6 応募方法

(1) 募集要領及び仕様書の配付

① 配付期間

令和6年2月27日（火）から配布

② 沖縄県ホームページ（公募・入札）等からダウンロード

(2) 質問の受付及び回答

「企画提案仕様書」等に関して疑義がある場合には、質問書【様式1】を記入し、郵送、メール又はFAXにより受け付けるものとします。

① 受付期限 令和6年3月5日（火）正午（必着）

② 提出場所

※ 下記14 問い合わせ及び提出先 参照

③ 令和6年3月7日（木）までに、質問書提出者あてメール又はFAXにて回答及び県のホームページへ掲載します。

(3) 企画提案参加申込書の提出

① 提出期限 令和6年3月11日（月）午後3時

② 提出場所

※ 下記14 問い合わせ及び提出先 参照

③ 提出書類

ア 企画提案参加申込書【様式2】

イ 誓約書【様式3】（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）

④ 提出方法：郵送、メール又はFAXにより提出してください。

(4) 企画提案書の提出期限

① 提出期限 令和6年3月13日（水）午後3時（必着）

② 提出場所

※ 下記14 問い合わせ及び提出先 参照

③ 企画提案書の書類確認及び書類審査

令和6年3月15日（金）から令和6年3月19日（火）まで

※ 企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、選定審査会に先立ち書類審査を行い、上位3者を選定する。

④ 提出書類及び必要部数等

以下の書類を一式にまとめ、正本1部及び副本7部を作成し、合計8部を提出すること。なお、提出書類については、左端を仮綴じし（A4長辺側を穴開け）、インデックス等を付けるか、又は全ての書類に通し番号でページを付して下さい。

ア 企画提案応募申請書【様式4】

イ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）

ウ 企画提案書等

（ア） 企画提案書【任意様式】

（イ） 会社概要【様式5】

（ウ） 業務実績【様式6】

※ 業務実績は、可能な限り契約書の写し及び実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない場合は、先方に確認のうえ、提出すること。

（エ） 経費見積書【様式7】

（オ） 定款、規約等

（カ） その他、法人等の概要が分かる参考資料等

⑤ 提出方法：持参、郵送（郵送の場合は、申込期限に到着確認が可能な手段で郵送すること。）

7 企画提案書の作成方法

企画提案書は、原則A4版25頁以内とし、日本語により記述すること。

企画提案書には、別添「企画提案仕様書」の「5 業務内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

(1) 事業目的を踏まえた業務実施に係る留意点

(2) こどもや若者、各種団体、委員等から出された意見の整理・分類にあたっての考え方、留意点

(3) 広報チラシ作成にあたっての留意点

(4) 業務スケジュール及び実施体制について

8 プレゼンテーション

(1) 提出された企画提案書等により、提出者による各者20分程度（プレゼンテーショ

ン10分、質疑応答10分)のプレゼンテーションを実施します。

※ あらかじめ提出した企画提案書に基づき説明すること。提出した企画提案書以外での説明は一切認めません。

- (2) プレゼンテーションは、令和6年3月21日(木)を予定していますが、募集締め切り後に提案者に対し、別途時間と場所を連絡します。

9 公募スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 2月27日(火) |
| (2) 質問受付締切 | 3月5日(火) 正午(必着) |
| (3) 質問回答(予定) | 3月7日(木) |
| (4) 企画提案参加申込書 | 3月11日(月) 午後3時(必着) |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 3月13日(水) 午後3時(必着) |
| (6) 選定審査会(企画提案書及びプレゼンテーション審査) | 3月21日(木) |
| (7) 審査結果通知(優先交渉事業者の通知) | 4月1日(月) |
| (8) 委託契約(予定) | 4月1日(月) |

10 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとします。また、提出された書類は返還しません。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とします。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とします。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しません。

11 委託事業者の選定方法

企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、選定審査会に先立ち書類審査を行い、上位3者程度を選定します。

その後、県が設置する選定審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定します。当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結します。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者等と委託契約に関する協議を行います。

12 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知します。

13 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続き

- ① 委託事業者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結し、契約書を交わすものとします。
- ② 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがあります。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付してください。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

14 問い合わせ及び提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県 子ども生活福祉部 子ども未来政策課 企画班（担当：多良間、諸見里）

電話番号 098-866-2100 F A X 番号 098-869-5146

E-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp